

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
笹本 洋一

### 個人防護具の配布の実施について

今般、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、ガウン（アイソレーションガウン、プラスチックガウン又はサージカルガウン）及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施する旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。概要は下記のとおりです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、郡市区医師会及び関係医療機関への周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

- 配布の対象となる施設については、感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関（協定締結医療機関）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等及び自治体とし、各都道府県において決定されること。
- 配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告、国から配布されること。
  - 希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量を優先的に配布し、その他の施設については、抽選等で選出されるため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もあること。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できないこと。
  - 備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合があるが、良品という扱いで出荷されること。
  - 出荷される物資は、使用推奨期限が令和 7 年度中に切れること。
- 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意したものと取り扱われること。
  - 配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。
  - 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。
- 都道府県は、配布対象施設の希望する個人防護具の数量をとりまとめ、配布先の所在地や希望する個人防護具の数などの必要情報を 令和 6 年 11 月 1 日（金）までに厚生労働省へ提出すること。
- 個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において今後必要となる数を登録すること。
- 配布対象施設への個人防護具の配布については、配布数等を整理して令和 6 年 12 月を目途に順次配布を開始され、令和 7 年 3 月頃を目処に配送完了する予定であること。
  - 希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があること。
- 本配布に関しては、都道府県による希望数量の提出後のキャンセル・数量変更等はできないことについて配布対象施設において同意したものと取り扱われること。

事 務 連 絡  
令和 6 年 10 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

### 個人防護具の配布の実施について

医療用（サージカル）マスク、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む。）、フェイスシールド（ゴーグル等を含む。）及び非滅菌手袋（以下「個人防護具」という。）については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄を行ってまいりました。

国においてはこれまで、個人防護具の配布を実施しており、令和 5 年 6 月 30 日付け事務連絡「医療用物資の追加配布の実施について」等により都道府県に周知したところです。

令和 6 年度においても、個人防護具の配布を、下記のとおり実施することとしました。都道府県におかれましては、今般の個人防護具の配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の各施設への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

### 記

#### 1 配布の内容について

- 配布においては、N95 マスク（DS2 マスクを含む。）、ガウン（※）及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。

（※）ガウンについては、「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可能です。

- 配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等及び自治体（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。

- 配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告いただき、国から配布するものとします。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量を優先的に配布するものとし、その他の施設につきましては、抽選等で選出させていただきます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご注意ください。

また、自治体自体の希望につきましては、自治体以外の配布対象施設の希望数量が上限に達しない場合に配布対象といたします。

- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される物資は、使用推奨期限が令和7年度中に切れるものとなります。
- 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

(1) 使用用途

- ・ 配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。

(2) 転売禁止のための実効性の担保

- ・ 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※ なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を止めるよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

## 2 配布の手続について

- 都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量をとりまとめ、「別紙」の様式1、2及び3に配布先の所在地や希望する個人防護具の数などの必要情報を記入の上、令和6年11月1日（金）までに提出をお願いいたします。（提出先：[mask\\_ppe-ctr@mhlw.go.jp](mailto:mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp)）
- 個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において今後必要となる数のご登録をお願いします。
- 配布対象施設への個人防護具の配布については、配布数等を整理して令和6年12月を目途に順次配布を開始し、令和7年3月頃を目処に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があります。
- 本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、各施設の周知に当たりご注意くださいようお願いします。

担当者連絡先 医療用物資等確保対策推進室

TEL : 03-5253-1111(内線8273, 8209)

03-3595-3454(直通)